

## (5) 同和問題

### 【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題であり、我が国固有の人権課題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的な認識を示しました。

この答申を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後2002（平成14）年までの33年間に2度にわたって改正延長された「特別措置法」に基づき、同和対策事業や同和教育など、同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

旧大田市においても、特別措置法に伴う各種の対策事業を実施してきました。その結果、指定地区においては、生活環境の改善をはじめとする格差是正は、一定の成果を上げてきました。1977（昭和52）年に設置した大田市隣保館（現おおだふれあい会館）では、生活相談事業の充実、講演会や研修会の開催、さらに教養講座を通しての啓発、「隣保館だより」の発行などの取組を進めてきました。

また、合併前のそれぞれの旧市・町では、地域社会における同和教育を推進するため「同和教育推進協議会」を結成し、住民参加による活動を進めてきました。旧大田市では、2001（平成13）年に、「大田市人権施策推進基本方針」を策定、旧温泉津町では1999（平成11）年に「温泉津町同和問題啓発・教育基本構想」を、旧仁摩町でも、同年に「同和問題の解決をめざす啓発・教育基本構想」をそれぞれ策定し、これらの方針に基づきながら、教育・啓発に努めてきました。

しかし、2007（平成19）年に実施した「市民意識調査」では、「仮にあなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか」の質問に対して、「絶対に結婚を認めない」が1.5%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が5.6%で、合わせて7.1%が「結婚を認めない」と回答し、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方ない」が32.3%となっており、これらを合わせると、39.4%が反対の意志を示しています。

また、「同和問題の解決に対する態度」についての質問では、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきである」が約5割となっていますが、残りの5割は、消極的な意見や無関心な意見となっており、未だ結婚問題をはじめ、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

また、インターネットを悪用した差別事象の発生など新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は跡を絶たない状況にあります。

このほか、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しており、今後も同和問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、同和問題解決に向けた主体的な取組を促進するため、さらなる教育・啓発の推進が求められています。

### 【施策の基本的方向】

差別意識の解消にあたっては、市民一人ひとりが、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

また、「特別措置法」に基づく特別対策は、2002（平成14）年3月末をもって終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も解決しなければならない課題の把握に努めるとともに、必要な事業は、一般対策として取り組んでいきます。

### 【具体的施策】

#### ア. 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

##### ○ 学校教育における取組

学校教育においては、教職員自身が同和問題の解決を自らの課題として捉え、人権尊重・差別撤廃の実践力を培えるよう各種研修を実施します。そして、児童・生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を実践していきます。

##### ○ 社会教育における取組

同和問題に対する理解と認識を深め、日常生活において、自らの課題として差別意識解消に取り組むことができるよう、人権センターとしての隣保館を核に「移動隣保館」を充実し、社会教育の拠点施設である公民館並びに社会教育関係団体等と連携しながら、教育・啓発を進めています。

##### ○ 多様な啓発・学習形態の工夫

同和問題の啓発・学習については、参加者の学習ニーズの把握に努めるとともに、参加型から参画型までの多様な学習会・研修会の開催、インターネットやケーブルテレビ（＊10）を活用した啓発情報の発信など、その企画にも努めます。

##### ○ 地域指導者の養成

同和問題の早期解決に向けて、地域での自主的な活動を広げるため、地域の指導者を養成することが重要です。隣保館における人権学習の充実や県が実施する「人権・同和教育地域中核指導者養成講座」等への参加により、リーダーの育成を図ります。

## **イ. 隣保館活動の充実**

同和問題をはじめとする様々な人権問題解決のためのセンターとして、移動隣保館活動などの啓発・研修事業や、隣保館だよりの発行などの情報発信をはじめ、生活相談などの各種事業を、総合的に実施します。

きめ細かい生活相談を行うことにより、実態や課題、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、関係機関、関係団体等と連携を取りながら課題の解決に努めます。

また、住民交流の場となる開かれたコミュニティセンターとして、広く市民を対象とした人権啓発や学習の場を提供していきます。

## **ウ. 教育・就労問題への取組**

### **○ 進路保障の取組**

同和地区児童生徒をはじめ様々な困難を抱えている児童生徒が、自らの進路をたくましく切り拓いていくこうとする態度や能力を身に付けていくよう学力の向上と、奨学金制度の周知・活用を図るなど、進路保障の取組を進めます。

### **○ 就労問題への取組**

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、雇用主に対して公正な採用選考のための研修会の実施、身元調査の根絶、同和問題についての啓発を行います。

また、隣保館の生活相談等で把握した就職困難者については、関係機関と連携しながら、その解決に努めます。